

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年11月5日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年11月5日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

欠席委員

委 員 吉 岡 清 彦

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美 和 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 全員協議会への報告書について
- (2) その他

開 会 9時29分

閉 会 11時45分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。報告をしておきますが、吉岡委員から、木曜日が従来診療の日だったそうですが金曜日になったそうで、今日は欠席をしたいと申し出があっておりますので、報告をしておきたいと思います。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の議題は3点ありまして、1点目は、町長の諮問機関の委員の就任について。2点目は、タブレットの導入についての理由の明確化、前回からの引き継ぎ事項です。3点目は、予算決算の分割付託に伴う細部事項について、3点用意をしております。午前中には終了するんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしく御審議をいただきたいと思っております。

それでは早速1点目の、町長の諮問機関の委員の就任についてを議題といたします。これは、先の委員会で修正等がありましたので、事務局をして説明をさせますので、今日は確認についてお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

こちらの、全員協議会への報告という資料を御覧ください。9月27日の議会運営委員会における審議内容と結果ということで「町長の諮問機関の委員（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表（第2条関係）に定める職務）の辞退について（案）について、再度協議した結果、町長への申し入れから申し合わせ事項にすることとし、別紙のとおり修正した。」ということで、もう1つ、申し合わせ事項という資料があるかと思えますけれども、前回開催された議会運営委員会でこちら修正をさせていただきました。まず、事由の上の行を御覧ください。「除き、辞退することが望ましい。」と書いておりますけれども前回は、「を除き、辞退することとするが望ましい」ということで、「とする」を削除しております。それと、一番下から2行目、「（議員の活動原則）の趣旨により、両立することが可能か、議会議員本来の職責を十分に果たすことが望まれる」というところの「両立することが可能か」を削除しております。こちらは申し合わせ事項の修正になります。全員協議会への報告に移っていただきたいんですけども、その下の段になります。「団体等の長の就任については、県内他町を参考にした結果、議会運営委員会として言及することに至らず、終了することとした。」こちらを全員協議会への報告としております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま事務局から説明がありましたけども、何かお気づきの点ありませんか。これ、12月議会の本会議の初日の全協に、こういう形で報告をしたいということです。添付資料として2枚目がありますので、いいでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

決定したことは全然、異議はありませんけど、申し合わせ事項の裏面で、これ最後も「辞退するものとする」として良かったんですけど、ちょっと記憶が定かじゃない。ここも「辞退することが望まれる」ってした方が、一緒に出すなら整合性と言いますか、私もちょっと、どういうふうにすればいいか、ここが疑問点かなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今の御指摘は2枚目の裏です。（参考）の、議会基本条例第3条のことを書いてありますが3条、4条2号ですね、その最後に「辞退するものとする」ということについて御指摘があったんですが、私も今ちょっと思いましたら、前回の委員会で、ここには言及してなかったと思うんです。それで私の原案も訂正はしていないんですよ。そういうふうに私は記憶しておるんですが、皆さんどうですか。言及をしましたかね。そしたら、今、河野委員からありましたように、表側と裏側が整合できるように、どうでしょう、「望まれる」と。もうここは削ってもいいかもしれませんね。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいま河野委員から御指摘がありました申し合わせ事項の裏面の最後にあります「町長への申し入れにより辞退するものとする」。この文言は削除したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をされました。ほかに。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この全員協議会への報告文書と申し合わせ事項、これを両方全協で次回配って説明をするということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

2枚配布を全協でするのかという質問なんです。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

こちら2枚出す予定しております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

全員協議会への報告の中の審議内容と結果のところ、「団体等の長の就任」については、県内他町を参考にした結果、議会運営委員会として言及することには至らず、終

了することとした。」という文言があるんですが、申し合わせ事項を読みますと「辞退することが望ましい」とか「職責を十分に果たすことが望まれる」とかいうのは、あくまでも議会運営委員会からの意見をまとめたものではないんですかね。だから1枚目の報告の内容と、申し合わせ事項に書いてある内容は、整合するのかなあと考えておりました。言及しているんじゃないのかなと思うものですから。そこはどうなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

もう1回整理をします。全員協議会への報告の中で「町長の諮問機関」の前に「1」を入れる。それから「団体等の長の就任」の前に「2」を入れること。それで2の前に「なお、条例の別表は規制を除いたため見直さないこととなった」と訂正をするということでもいいでしょうか。それから、別紙の申し合わせ事項の上から3行目の「及び開票立会人」という字句を削除し、「標記の委員就任については、法律等に規定されているものを除き、辞退することが望ましい。」ということに訂正をしたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定しましたので、事務局の方で整理をして、もう1回の確認はしませんので、今日の決定を原本としていただいて、12月7日の全員協議会にこの2枚をもって報告しますから、それが正式な文書ということでお願いしたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃそのようにするというので、事務局の方で整理をして、準備方をお願いしたいと思います。したがって、以上で第1点目の議題は終了といたします。

次に2点目のタブレットの導入についての理由の明確化についてを議題といたします。ちょっと申し上げますが、先の委員会では、各委員に導入について意見を私の方から求めました。その結果、紙媒体を残すということで、全員が導入の方向に賛成であったということは一つ確認をしたいと思います。そういう確認をされました。よって導入する方向だけは確認をされたわけですが、堤委員から、導入の理由をもう少し具体的に、明らかにするようにした方が良いのじゃありませんかという提案がございまして、そのとおりだということで、非公式ながらも実は導入についての理由をもう少し明確にするために、3人にその下書きのお願いを实はしておりました。それぞれお考えがあったようなんですけど、それをまとめていただいておりますので、金子委員から、代表して説明をいただきますので、別紙の配布資料を見ていただきながら説明をお願いいたします。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

お手元に2枚の資料を作ってきておりますが、前回、堤委員から、タブレット導入に関しての必要性を明確にしていた方が良くのではないかとということで、多くの議会がこういう内容で端末導入に関しての必要性を謳っていたので、それを表にしてみました。

導入検討の目的ですけれども、まずは「議会機能の強化」ということで導入されている所が多いようです。議会機能の強化のための「議会の責務」、「開かれた議会運営」の向上になるということで「機能の強化」に至ったのだらうというふうに考えております。

資料の「電子データ化」による資料の蓄積ってなっておりますけれども、要するに、多くの資料を紙媒体でもらっているというところで、それが電子データによって差し替え等が可能になるという、それも一つのメリットかと思えます。本来であれば、これに「ペーパーレス化」というふうにしてあったんですけども、「ペーパーレスは今まだ効果が薄い」とか、そういう意見もありましたので、わざと抜きました。で、ペーパーレスに関しては、多分、予算書、決算書等は、紙媒体が審査しやすいところでの考え方だと思ったんですけども、実際に、タブレットに予算書、決算書を入れ込むことは、使えれば使ってもいいし、使いにくい方は、しばらくの間は紙媒体の、今までどおりの予算書、決算書を手元に置いての審査になろうかと思えます。確かに閲覧をしにくいので、紙媒体のものも必要だと思うので、その分は併用できるということで、そちらの方は抜かせていただいております。で、目的別の論点整理ということで上げておりますけれども、では、この議会機能の強化とはどういうことなのかということで3点ほど挙げておりますが、まず①議会の活性化・議員の資質向上で、3点が考えられます。調査研究資料の充実、議案審議、委員会活動等での活用、町民への迅速、的確な情報提供ということが考えられます。②危機管理体制の強化ということで、こちらは災害時の安否確認、そして災害情報の共有ということで、昨今、災害が多く発生しておりますので、その分に関しての危機管理体制に関しては、タブレット端末の導入は、かなり必要ではないかと考えております。次に③議会運営の効率化ですけれども、こちらには書いておりませんが SideBooks という議会専用のアプリがあるんですけども、それにといいことではありませんが、そういうものを活用しながら議会のスケジュール等の情報を正確、迅速に共有をすることができる。そして大量の資料整理が不要になる。複数の資料の持ち運びが不要、膨大な紙資料の削減、資料準備のための事務作業の軽減というふうにしておりますが、ペーパーレス化に関わるので反対の方もいらっしゃるようなのでどうなのかと思うんですが、一定期間は併用してもいいが早めに紙から脱却しないと、タブレットの活用も上がらないし、二重に税金投入になるというところで。それとプラス議会事務局の負担が減らないというデメリットもあるようです。で、全国の議会に先駆けて逗子市議会がタブレットを導入したんですけども、現在、予算書、決算書はまだ紙媒体を配布しているということで、こちらの方はクリアにしながら、今後パソコン

とかタブレットを中心にして、活用ができる世代になったときには、最終的には紙媒体が無くなっていくというふうに想定しております。次のページです。タブレット端末の活用とシステムや機能の想定ということで、11点ほど出してありますけれども、こちらの方は今説明をした中で、ある程度の想定ができる範囲内の機能かなと思いますので、読んでいただければと思います。簡単ではありますが、今まで皆さんがタブレット導入に関して調べた事柄をまとめたようなもので、説明は以上とさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。御三名さん、お手数を掛けて、お礼を申し上げたいと思います。今、説明がありましたけども、何か疑義があれば質問を受けたいと思いますが、何か質問ございませんか。冒頭言いますように、タブレットの導入については紙媒体を残すということで、両面でいったら、導入についての検討については賛成だと全員のそういう意向でありましたので。その代わり、導入をする目的を明確にすると。大体これで理解ができますか。副議長、これで理解できますか。併用はちょっとこっち置いて、導入の目的をみんなに説明をしないといかんですね。全協で報告を次回したいと思うんですが、こういう表現ではちょっと理解が得られないんじゃないかとか、何かお気づきがあれば。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

導入について説明がありましたが、目的の明確化についてはこのように決定して、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をされました。あと、事務局の方で整理をお願いしたいと。全員協議会への報告に、今日の11月5日分を入れ込んでお願いしたいと思います。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

タブレット導入の目的については非常に分かりやすく、全協でも皆さん理解していただけたと思います。ちょっと先回りして言うような感じなんですけど、想定されるのが、要綱とか、要領をどうするのか、必要じゃないのかというようなことも出るだろうと思うので、議運としても、もし全協の中で了承が得られた場合には、要綱、要領を作るという確認を、あとでもいいかもしれないけど必要かなと。というのが、取手市議会の要綱、要領を見たら、例えば、他人に貸与しないとか、データの紛失等があったときには議長に速やかに報告しないとイケないとか、いろいろ取り決めをしているんですね。録音、動画の撮影とかは会議中にはしないとか。だから皆さんの同意が得られた暁には、そういったことを協議する必要があるんじゃないかと思うので、そのことは申し上げさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員の御提案なんですけど、当然、平成25、26年から研修をした中でも導入になると、それに合ったいろんな取扱要領とか、そういうものの整理を今からしていけないといけない。だから、ぼんと「はい、やりましょう」にはならないわけです。だから、その辺りは今大事なことを申されまして、次の段階、もっと次の段階かもしれませんが、そういうものの整理をしながら実践に入っていく手立てが必要ですので、その点お互い頭に留めながら、学習を深めながら、整理していけないといかんだらうと私も思っておりますので、そのように進めていくようにいたします。なお、申し上げておきますが、紙媒体と合わせて両面からタブレットの導入をする方向で、検討を今後していこうということの確認を得られましたので。ただ、タブレットの取り扱いも含めてどういう状況になるのか。1回デモンストレーションをやってみたらどうかと、実は局長とも話をしておるんですね。一定、今日方向が出ましたので、これを報告して、それで次の段階で、例えば、ある補正予算を入力して、タブレットを持って審査をするような、そういうデモンストレーションを1回検討したらどうかと。それから先に進んでいけば、どういう方向になっていくのか、まず議運で試運転をして、それから全協等でやる必要があれば、広げていければ、段階を徐々に踏んでいかんと一挙にはいかないだらうと思っておりますので。そういうことも考えながら、今後進めさせていただきたいということでもいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのようにさせていただくということで、この件は終了いたします。

10分くらい休憩しましょうか。25分まで休憩いたします。

（休憩 10時12分～10時25分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

次に3点目の、予算決算の分割付託に伴う細部事項についてを議題といたします。

これも先の委員会で、事務局に整理をするように申し上げておりました。私もいろいろ気付きがありまして、局長、課長とも協議をしたりして、ようやく整理ができましたので、その内容を、課長をして説明いたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それでは最後の裏表の資料を御覧ください。まず予算決算の分割付託についてということで、前文で、本町では議案一体の原則を遵守し、一般会計予算は予算編成部局、一般会計決算は決算調製部局の議案とし所管委員会で審査してきたところである。予算案は一つの議案であり、分割して付託することは法理論上疑義のあるところではあるが、委員会が各所管事項について専門的な見地から、より効率的に、かつ効果的に審査することを目的として、令和3年第1回定例会において委員会条例を改正し、同年5月8日以降、一般会計予算決算の審査に限り分割付託することとした。ということの前文に置

きたいと考えております。佐世保市も運用及び解釈で似たような文章をつけております。①分割の方法について、どう設定するかというところですが、長崎市の場合は、歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託をされております。歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託されております。佐世保市についても歳入、地方債、歳出予算の流用、一時借入金は総務委員会、歳出、継続費、債務負担行為、繰越明許費は関係の常任委員会に分割付託しております。大村市の場合は、付託議案の分割方法は、起案担当部によって歳入、歳出で分けて、その担当委員会の方に付託をされております。

長崎市、佐世保市の場合は、各所管が担当する歳出、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の部分を予算全体から切り出して審査する方法、各委員会、歳出だけという「部分分割」という形になるかと思っておりますけれども、佐世保市も同様に部分分割を採用されております。大村市の場合は、はなから所管部局で分割したものの合計が結果として予算総額になるとの考え方で「完全分割」、きれいに縦で割っての完全分割になっております。本町における現行の審査方法は完全分割、大村市に近いのですが今年第4回臨時会で補正案が部分分割に似たような感じで両委員会に分割付託されました。完全分割にすれば歳入歳出ともに産業振興課の審査となったので、ここできれいに線引きができて、産業文教常任委員会での付託のみになったのではないかと考えております。総務委員会のときに歳出に踏み込む発言もなされておりましたので、歳入審査において所管外の歳出の内容に及ぶことは適当ではないと考えております。歳入歳出を所管に持たせる完全分割にすれば、歳入審査で歳出に言及することもなくなると考えております。

②修正の取り扱いについて、どう設定するかということで、長崎市の場合は、歳出部分を付託された委員会において修正可決された場合、その旨を総務委員会に通知し連合審査会を開催する等、協議の上、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。佐世保市の場合は、総務委員会は歳入全部を付託されており、ほかの委員会の結論を待つて結論を出すこととしております。大村市の場合は、分割付託された議案については、委員会において修正は行わないこととする。修正を希望する委員は、本会議において修正動議を提出するものとし、委員会採決の討論の際に、その意思を表明するとされております。裏面をお願いします。次に③で委員会修正を認めるか否かということで、委員会修正を認める場合、部分分割の場合は、修正案が委員会で可決されれば議案一体の修正として、全員協議会等での協議調整が必要となります。このときに、例えば総務が歳入の修正を否決したらどうするのか。歳入を総務が修正し、歳出を産業が修正する議案の提出の場合、提出者、説明者をどのように扱うのか。また、総務だけで修正したとき、ほかの委員会との調整はどうするのかなどの問題が生じてまいります。完全分割の場合、委員会における修正がほかの委員会に直接影響することはありませんが、修正案が委員会で可決されれば議案一体の修正として、先程の全員協議会等での協議調整が必要になるのではないかと考えられます。また委員会での修正が賛成多数、または全会一致で委

員長が反対の場合、可決されたときに反対委員長名の発委となるという問題が出てきます。こちらの前回の議運のときに堤委員がおっしゃられたことになってきます。そして、委員会で修正を認めない場合、部分分割、完全分割、いずれの場合においても、分割部分のみを審査する委員会が、議案がまだ分割された状態のまま議案全体の修正について議論し、委員会として議案全体に対する結論を出すことは、委員会が各所管事項を審査するという分割付託の建前からなじまない上に、先程の問題も生じてまいります。また、委員会における修正は4人以上の賛成を得ない限り成立しませんが、本会議における修正動議は2名以上の賛成で成立する上、時間的余裕も生まれ、議員にとっても修正動議の方がハードルが低いと考えられます。大村市のように、委員会修正を認めず本会議での修正動議とする取り扱い「委員会における分割状態での修正は、議案全体には及び得ない」とするもので、分割部分のみを審査する委員会に議案全体に対する修正権を与えないことにすれば、委員会段階における分割による歪み、調整協議、そういった問題は全て排除されることとなります。分割による歪みを最小限に抑えることを優先すれば、委員会修正を認めない選択が賢明であると事務局としては考えております。以上を踏まえまして、委員会修正を認めない前提での分割付託の取り扱いの骨子ということで事務局の方で考えております。まず先程の前文がありまして、次に、部分分割方式で分割付託するか、完全分割方式で分割するかということを確認していただきたいと思っております。そして共通事項として、先程の委員会修正を認めるか否かということで、こちらの方は、委員会では付託された部分についてのみ審査し、修正は行わない。修正を希望する議員は、本会議において修正動議を提出するものとし、当該修正案の提出は会規17-2の規定によることとします。修正案の提出を受けた議長は、あらかじめ全員協議会で修正案を配布し、協議または調整を図るものとする。議長は委員会報告を受け、一般会計予算決算を一体として採決する。修正案の説明は会規42の規定によるということで、事務局案として提出させていただきます。御協議方よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、お聞きをいただいたように前文からずっといろいろ書いておりますけれども、結論的に言いますと、裏面の最後の十何行目にある「前文」と濃ゆく、「以下を踏まえ」の下「前文」がありますけれども、ここに書いていますように、今日はこの部分分割か完全分割かを決めておく必要があるという気付きなんです。そこを一つ決めようと思っております。それと、前から出ておりましたように、修正をどうしたらいいかと。それは大村方式でいきましょうというようなことで話を前回しておりました、委員からも出ておりましたので。それらを確認するという2点を今日は決めていただければというふうに思います。なお決まったら、その内容を議会の運営に関する基準に入れ込むということでございます。これはあとでまた申し上げますけれども、まず部分分割なのか、完全分割なのかという件ですけれども、うちの場合は、歳入歳出を含めて真っ二つに割って、それで両委員会に分割付託をしておりますので、これからいけば完全

分割ということになりますので、そちらになるのかなと考えておりますけども、皆さんどうでしょうか、まず第1点目。部分分割にすると説明があったように、いろいろ手間がありますので、従来どおりの形を選択した方が良いのかなと思っておるんですけども、そしたら分割方式については、完全分割を選択するということがいいですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

完全分割方式で、今やっているとおりで私いいと思うんですけども、そうした場合に裏面の「前文」と書いてある下の方に、完全分割方式にした場合は④歳入歳出予算決算は所管部局で区分し、所管する委員会に分割して付託するというようなことが書いてあるんですが、ここで言うところの「この予算決算は所管部局で区分し」というところが、私どもは委員会条例第2条に、例えば建設産業部とか、教育委員会とか、総務部とか書いてあるんですが、それに分けてっていう解釈をするんですが、中には、予算は財政課じゃないかというような解釈をする方もおられるんですよ。どっちが正しいかは分かりませんが、こういう書き方をすれば、予算決算はいずれも総務部じゃないかって、また言い出すような解釈をされる方がおられるんじゃないのかなあというような思いがしているものですから、ここはもう少し詳しく、例えば委員会条例第2条で示された、所管が所属する委員会に分割区分し付託するとか、もう少し分かりやすく書いた方がのちのち、またいろいろ議論の対象になるんじゃないのかなと心配をちょっとするんですが。

○委員長（岩永政則委員）

今、浦川委員から完全分割の中身の表現を御指摘いただきましたが、ちょっと待っていただいて、完全分割ということの確認をまずするというで異議ありませんですね。

（「異議なし」の声あり）

次に、修正については大村市のようなということで前回もあったように、委員会で修正をして云々ということになると、非常にまた手間が掛かるということで、本会議で大村のようにするという確認をしたいと思いますが、いいですかね。

（「異議なし」の声あり）

いいですね。そしたら、第1点目の完全分割をするということになりましたけれども、その中で表現をどのようにするのかということになりますと、下から8行目を見ていただいて〈完全分割方式〉というところを見ていただけませんか。④がありますけども、文言の整理をもうちょっとした方が良く思っておりますが、私ちょっと申し上げますので、「歳入歳出予算決算は所管部局で区分し、所管する委員会に分割して付託する」と書いてあります。これを、頭に「一般会計」という表現を入れて「一般会計歳入歳出予算決算は、所管部局で区分し」、所管部局というのは、先程浦川委員が言いました委員会条例第2条の所管のことをこれは指しております。今まで分割付託表を予算に添付しておりますが、そういう形で区分をして、「所管する委員会に分割して付託する」と。次に「分割付託方式は完全分割付託方式とする。」という文章を2行目に入れ込んだら、

完全分割が明確になるだろうとっております。分かりましたか私の説明。もう1回言います。まず1点目、分割付託方式は完全分割付託に決まりました。その文言を基準に入れ込む場合の表現を私が言います。「一般会計歳入歳出予算決算は所管部局に区分し、所管する常任委員会に分割して付託する」、これが細部事項の1で、その次に、分割付託方式を決めておくべきだという事務局の指摘でありますので、分割付託方式は先程決めていただいたように「歳入歳出を含めた完全分割方式にする」。これだけを基準に謳い込むということが一つ。今、私申し上げましたけども、分かりましたか。それでこれに何か異議があれば、これを修正なり、分かるように訂正して結構です。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今言われたことで理解は、私はできるんですが、冒頭の「一般会計歳入歳出予算決算は所管部局で」というところで、所管部局が財政課と会計課と思っている方がおられるんですよ。そうすると、この文章じゃ成り立たんわけですよ、その方たちにとっては。予算決算は財政課と会計課じゃないかという方がおられるわけですね。私たちは第2条の、例えば、総務とか、福祉とか、建設とか、教育委員会とか、そういう所の全部の予算が構成されて1つの予算書が出来上がっていると思うんで、委員長が言われた説明で十分理解できるんですけども、一般会計予算は、もう全部が財政課じゃないかという考えの方がいらっしゃるもんですから、先程申し上げたように「委員会条例第2条で示された所管が所属する委員会ごとに分割区分し付託する」というような形にした方が、誰が読んでも、委員会条例第2条で示された所管というのが建設産業部とか、住民福祉部とか、総務部とか、書いてあるところなんで、そこが所管する常任委員会、総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会ごとに「分割区分し、付託する」という書き方にしておけば、誰が読んでも分かるんじゃないかな、どっちの解釈をされる方が読んでも分かるんじゃないかなと思って、そういうふうに申し上げさせていただいたんですが。

○委員長（岩永政則委員）

言葉を整理して、もう1回言っただけであればどうでしょうか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一般会計歳入歳出予算決算は、委員会条例第2条で示された所管が所属する常任委員会ごとに分割区分し付託する。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

1点目の分割付託については先程言いましたように、完全分割方式でいくということ

でありますので、それを文言にしたためた場合にどういう表現をするかということで今から申し上げます。「一般会計歳入歳出予算決算は、委員会条例第2条で示された所管に区分し、各常任委員会に分割して付託する」です。その続きに「分割付託方式は、歳入歳出を含めた完全分割付託方式とする」です。

そういうことで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定されました。それから次に、先程、課長から申し上げました修正の件です。これも申し上げますように前回の委員会で、大村方式でいこうということの確認を得ておりましたので、これを、どういうふうに表示をした方が良いのかということで、大村が、この前の資料にありました議案の修正動議の件です。「分割付託された議案については委員会において修正は行わないこととする。修正を希望する委員は、本会議において修正動議を提出するものとし、委員会採決の討論の際に、その意思を表明する」。このようになっておりましたけれども、何か意見ありませんか。先程申し上げましたようなことで、修正動議については委員会では行わず、本会議で行うということ。ただし、委員会でその旨表明はしておいてくださいということでございます。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃそのように決定をいたしました。

以上2点、分割付託方式と修正動議の取り扱いの表現は、そのようにするというように決定されました。なお、余談になるかもしれませんが、裏の最後に、修正案の提出は、修正案を2名で付して、議長に出すわけですね。「修正案の提出を受けた議長は、あらかじめ全員協議会で修正案を配布し、協議又は調整を図るものとする。議長は委員会報告を受け、一般会計予算決算を一体として採決する」。このように取り扱いをしてみると、具体的によくみんなに周知ができるという、こういう表現がありますけれども、これを基準の中に入れる必要があるのか、ないのかということなんですけれども、今のところ基準に入れる予定はなかったんですが、そういう取り扱いでいいでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

全員協議会で修正案を配布し、協議又は調整を図るとというのが、果たして必要なのかどうなのかですね。過去、私も修正動議を出した経緯があるんですけど、もう本会議一本でした。何のために協議、調整を図るのがよく分からない。その場で質疑応答をするものなのかですね。それはまた本会議で十分できることでもありますし、これはどうなのか疑問です。必要性があるのか、なくても全然問題ないんじゃないかと思います。本会議の中で出たときに、十分賛否を表す議論をすればいいわけですね。それを全員協議会でわざわざ持つてくる必要はないかなと思いますんで。

○委員長（岩永政則委員）

皆さんそのように、いいですかね。敢えて基準に謳う必要はなくて、運用上の問題で、

ここまで行けばもう、ありとあらゆるものを基準に入れていかないかということにも繋がってまいりますし、あまりがんじがらめにしない方が。そしたら以上2点、先程の修正案の事前協議とか、そういうものの条項は入れないということで決定されました。

それじゃ、細部事項については以上で2点を決定させていただくという確認をさせていただきましたが、参考にこの点申し上げまして、皆さんで意思統一を図っていきたいと思うのが、前回と前々回ですかね、内村議員から要綱とか綱領とかを作るべきだろうというような話がありまして、私はよく理解ができずに、綱領というのは、ある組織の基本的な考え方が綱領と言いますけれど、例えば政治的な団体の綱領なんか、そういう基本的な方向を示すのが綱領なんて言いますけども。そうじゃなくて「要綱じゃないんですか」と私が申し上げたら、本人も理解をしたのかなと思うんですが。ただ、いろいろ細部についての気付きがあられたようで、私の方から事務局をして意見を聞き合わせてみたわけです。そしたら5、6点、そういう内容が出てきたわけです。あくまで参考に申し上げて、そういう問題提起もされたものですから敢えて紹介だけしておきたいと思うんですが、一つは分割付託表の作成の所管課の明記という表現がありました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

以上で本日予定の議題は終わりつつありますけれども、何か御質問ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程から基準に、今協議した内容を書き込むと言われておるんですが、今ある基準に書き込むのか、それとも新たに作られるのか。基準を新たに作られるのであれば名称等も協議すべきじゃないのかなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

それは私も申し上げないといけなかったんですが、基準に先程決めていただいたものを規定するという事は、長与町議会の運営に関する基準が現在ありますね。この中に入れ込んで、明示をしとく必要があると考えています。一つは、どこに入れるんですかということからいけば、私的な考え方では、基準の5ページに会規39議案の説明云々、この中の8番から謳ったらどうかなというような感じをしておるんですが、事務局長の意見は、最後に入れたらいいんじゃないでしょうかと、そういう話をしとったんですけども。事務局長とも協議をさせていただいて、どこの部分が適切なのか、その点は委員長と事務局に検討させていただければというふうに思いますけども、どうでしょうか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

できたら全協に報告するときに、基準の中に盛り込んで、何条ということで条文がつ

いたやつで示していただければ非常に分かりやすいのかなと。それと、一緒の時期にもらっていると思うんですけど、この例規集ですが、私の手元にあるのは⑬（仮）長与町議会の運営に関する基準、これはまだ正式に存在はしてないんじゃないのかなと思うんですけど。ほかにあるんですか、基準というのが。

○委員長（岩永政則委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

それでは以上3点につきまして、分割付託の細部事項について2点決めていただきました。報告事項の中に、全協に出すその2点の最後に「今後とも検証に努めていく」という表現を入れるということで異議ありませんかね。入れんでもいいですか。入れろと言うてみたり、入れるなど言うてみたり、分かりますよね。

どうぞ、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

「委員会条例の見直しについて検討する」という言葉を入れたらどうですか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

休憩前に引き続き委員会を行います。

それでは、報告等については再度確認ですが、事務局も迷惑を掛けますけども、どうぞよろしく作成をしていただいて、報告をしていきたいと思います。

以上をもって本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時45分）